非核三原則に関する日本政府への要請

核兵器廃絶日本NGO連絡会

2026年10月29日

核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則は、1967年に表明されて以来、被爆国であり、平和主義を掲げる日本の基本原則です。非核三原則は、度重なる国会決議を通じて日本の「国是」として確立され、国家の根本方針として歴代政府の政策選択を制約し、方向づけてきた極めて重い原則です。直近の世論調査では、76%が非核三原則を「堅持するべきだ」（日本世論調査会、8月1日）と回答し、100を超える地方議会から非核三原則の将来的な堅持を求める意見書が提出されるなど、今日でも国民から極めて強い支持を得ています。

しかし政府は、今般の安保三文書の改定にあたり、非核三原則の見直しを含め「あらゆる課題についてしっかりと議論の俎上に載せる」（高市首相、参議院決算委員会、7月6日）、核をめぐり「タブーなく議論をしなければ」（小泉防衛相、7月22日）、「表現ぶりをどのようにするか、アメリカの拡大抑止と岡田答弁。そういうことについては検討の余地がある」（高市首相、衆議院予算委員会、10月14日）と発言するなど、非核三原則の見直しの可能性を示唆しています。政権与党である日本維新の会が発表した提言（6月17日）には、「持ち込ませず」原則の「現実的検討」を求めること等が記されています。

現在の国家安全保障戦略（2022年発表）には「平和国家として、専守防衛に徹し…非核三原則を堅持するとの基本方針は**今後も変わらない**」と明記されています。広島・長崎への原爆投下を経験した被爆国として、さらには日本の安全保障や外交の観点からも、私たちは非核三原則を将来にわたって堅持しつづけるべきです。また、民主主義国家である日本において、国民が強く支持し、度重なる国会決議によって国是とされてきた非核三原則を、国会での十分な審議や国民的な議論を経ずに、時の政権の閣議決定のみで変えようとすることは決して認められません。

そこで、私たちは、政府に対して、以下を要請します。

1. 新たに策定される国家安全保障戦略において「非核三原則の堅持は今後も変わらない」と明記すること。

2. それだけに留まらず、核兵器の「持ち込み」さらに「使用」までをも法的に禁止する「核兵器禁止条約」に日本が参加し、核に頼らない安全保障政策を実現していくこと。

以上